

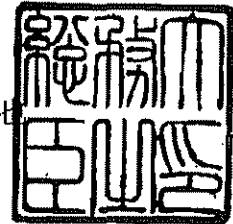
審 理 準 備 書 面

総 基 環 第 68 号  
平成 20 年 3 月 7 日

電 波 監 理 審 議 会  
主任審理官 西本 修一 殿

総 務 大 臣

増 田 寛 也



下記のとおり、電波監理審議会の審理における準備書面を提出する。

記

1 準備書面を提出する者

氏名 総務大臣 増田寛也

住所 〒100-8926 東京都千代田区霞が関2丁目1番2号

2 代理人

氏名 熊谷 明彦

住所 〒104-0061 東京都中央区銀座6丁目5番13号JDB銀座ビル7階

ふじ合同法律事務所

03-5568-1616

職業 弁護士

3 事案の要旨

- (1) 総務大臣が行った平成18年告示第617号、平成18年告示第646号、平成18年総務省告示第679号及び平成18年総務省告示第683号により告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定に係る異議申立て
- (2) 総務大臣が行った平成19年告示第131号及び平成19年総務省告示第146号により告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定に係る異議申立て
- (3) 総務大臣が行った平成19年告示第242号及び平成19年総務省告示第293号により告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定に係る異議申立て
- (4) 総務大臣が行った平成19年告示第349号及び平成19年総務省告示第439号により告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定に係る異議申立て
- (5) 総務大臣が行った平成19年告示第524号により告示された広帯域電力線搬送

通信設備の型式指定に係る異議申立て  
(6) 総務大臣が行った平成19年告示第556号により告示された広帯域電力線搬送  
通信設備の型式指定に係る異議申立て

- 4 審理の期日に行う陳述の要旨  
別紙のとおり

(別紙)

平成19年 3月23日付け付議第 1号事件  
平成19年 5月16日付け付議第 2号事件  
平成19年 7月11日付け付議第 3号事件  
平成19年 9月12日付け付議第 4号事件  
平成19年11月14日付け付議第22号事件  
平成19年12月12日付け付議第23号事件

準備書面 (4)

平成20年3月7日

電波監理審議会主任審理官 殿

〒104-0061

東京都中央区銀座6丁目5番13号JDB銀座ビル7階  
ふじ合同法律事務所 (送達場所)

電話番号 03-5568-1616

FAX 03-5568-1617

総務大臣代理人 弁護士 熊谷 明



指定職員

総務省総合通信基盤局電波部長

田 中 栄 一



総務省総合通信基盤局電波部

電波環境課長

杉 浦



電波政策課企画官

藤 野



電波環境課電波環境推進官

鈴 木 達 也



電波環境課電波監視官

大 泉 雅 昭



## 第1 異議申立人ら準備書面(2)について

### 1 第1の1(2)アについて

各型式指定処分を行った際、申請者に対して、乙82号証の書面を交付することにより、行政指導を行っている。

なお、その際、厚生労働省からの依頼により、医療機器に対する取扱いについて、乙83号証の書面も併せて交付している。

### 2 第1の1(2)イについて

広帯域電力線搬送通信設備の型式指定に関する基準は、電波法施行規則の規定及び関係の総務省告示に示されており、総務省においてこれ以外に何らかの基準を作成したという事実はない。

### 3 第1の2について

「以下の2点」とはどれを指すのか不明であるが、実験ということであれば、情報通信審議会における公開実験があり、その結果については乙4号証として既に提出済みである。

なお、この実験には、申立人らの大多数もその会員であると思われる、社団法人日本アマチュア無線連盟の理事も立ち会っていることを申し添える。

## 第2 甲76号証について

甲76号証は、甲74号証及び甲75号証と同様、準備書面で引用されていないところ、この書証によりいかなる主張をするのか、書面にて提出されたい。

本書面では、甲76号証及びこれに基づく申立人らによる陳述の聴取内容の限りにおける疑問点等について求釈明等を行う。

なお、甲76号証において、「許容値」と表現されている値は、いずれも、技術基準の値ではなく、「許容値」と表現するのは不当であることを申し添える。

### 1 測定系について

甲76号証において示されている電界強度を測定した測定時刻、測定に使用した家屋における測定時の電気・電子機器の使用状況や、家屋周囲の環境を明らかにされたい。

なお、「校正済安立製 M-262E との～」、「アンリツ製電界強度計と～」旨の記載があるが、当該測定器についての求釈明は、総務大臣準備書面(3)第1の3のとおり。

### 2 測定結果全般について

いずれの測定においても、測定したままのデータ(波形)ではなく、数値処理されているところ、すべての測定について、測定したままの波形を、各軸の示している数値を含めて示した上で、当該波形から甲76号証記載のグラフが得られるまでの過程を省略することなく示されたい。

3 2について

尖頭値、準尖頭値及び平均値の換算式が示されているところ、これらの換算は、その波形に依存し、一般的には決められない。①どのような波形を想定し、②その想定からどのように導出したものか、明らかにされたい。

4 2-2について

2月8日の審理の際、本項に示された波形の説明において、申立人らは、プラズマテレビ及びインバータの雑音が観測されてしまっており、これらを除くため、周囲雑音として測定した波形の最小値を採用した旨述べているが、これは事実か。事実であれば、なぜ、当該最小値が周囲雑音値であるということが出来るのか、その合理的な理由を示されたい。事実ではないのであれば、どの値を採用したのかを、その採用理由とともに示されたい。また、PLCからの漏えい電界の測定についてはどの値を採用したのか、その採用理由とともに明らかにされたい。

5 2-3について

LCLプローブとして何を使っているのか、その特性を示されたい。特に、被測定回路のLCLを最大何dBまで測定することができるのか示されたい。

「総務省研究会と同様の方法」とは、高速電力線搬送通信に関する研究会資料5-2(乙84号証)に記されている方法とまったく同じ方法か。違うのであれば、相違点を漏らさず明らかにされたい。

「PLC技術基準の16dB」とは、平成18年総務省告示第520号-2(二)エに規定する16dB±3dBのことか。

6 3-4について

いずれも「OMHz近傍」とあるが、これは、アマチュア無線や短波放送が使用している周波数において、アマチュア無線の交信や短波放送の受信には影響がなかったと考えてよいか。

7 3-11について

1)において、「ADSLのルータ」を経由している理由を明らかにされたい。

2)において、「ADSLのルータ」について、経由しているときと非経由であるときを測定しているとあるが、これはなぜか。

8 測定結果等について

漏洩電界及び周囲雑音の値そのものについては、前記求釈明の結果を見た上で、所要の認否反論を行う。

9 5-2について

パソコンからの漏洩電界の実測値が、本件PLCといかなる関係を有するのか不明であるが(情報通信審議会では、許容値をパソコンのそれと同程度にした旨指摘されている(乙5号証60ページ)。)、測定結果から導出された「許容値との比較」のグラフ

すら示されていない。測定結果そのものから本結論に至るまでの導出過程を漏らすことなく示されたい。